

公益財団法人前橋市まちづくり公社定款

平成23年1月31日認証

変更 平成24年 2月 6日議案第 1号 平成25年 3月29日議案第 5号
平成28年 1月 6日議案第 1号 平成30年 2月 1日議案第 1号
令和 3年10月21日議案第 4号 令和 5年 2月27日議案第20号
令和 7年 6月20日議案第 2号

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人前橋市まちづくり公社と称する。

(平28議案1・一部変更)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

(平24議案1・平28議案1・平30議案1・一部変更)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、まちづくり事業、スポーツ・健康推進事業、芸術文化教養事業及び地域活性化事業を推進し、また、公共施設の効率的、効果的な管理・活用と市民サービスの向上を図り、もって地域社会の健全な発達と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(平28議案1・一部変更、平30議案1・旧第4条繰上)

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり事業
- (2) スポーツ・健康推進事業
- (3) 芸術文化教養事業
- (4) 地域活性化事業
- (5) 公共施設の管理運営
- (6) その他この法人の目的達成のため必要と認める事業

(平28議案1・一部変更、平30議案1・旧第5条繰上)

第3章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者である前橋市が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 前橋市 現金2,300万円

(平28議案1・一部変更、平30議案1・旧第6条繰上・一部変更)

(基本財産)

第6条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条に定める財産
 - (2) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を構成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(平30議案1・旧第7条繰上・一部変更)

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(平30議案1・旧第9条繰上・一部変更)

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事（第26条第3項に定める理事長とする。以下「理事長」という。）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(平30議案1・旧第10条繰上・一部変更)

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(平30議案1・旧第11条繰上・一部変更)

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(平30議案1・追加)

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3人以上10人以内を置く。

(平30議案1・旧第12条繰上)

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員については、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(平30議案1・旧第13条繰上・一部変更)

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(平30議案1・旧第14条繰上・一部変更)

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(平30議案1・旧第15条繰上・一部変更)

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(平30議案1・旧第16条繰上)

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(平30議案1・旧第17条繰上・一部変更)

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(平30議案1・旧第18条繰上)

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

(平30議案1・旧第19条繰上・一部変更)

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(平30議案1・旧第20条繰上、令7議案2・一部変更)

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(平30議案1・旧第21条繰上)

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(平30議案1・旧第22条繰上・一部変更)

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(平30議案1・旧第23条繰上)

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(平30議案1・旧第24条繰上)

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人2人は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(平25議案5・一部変更、平30議案1・旧第25条繰上、令3議案4・一部変更)

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により定める。

(平30議案1・追加)

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(平30議案1・令5議案20・一部変更)

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(平30議案1・令5議案20・一部変更)

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、この法人の業務を執行し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告する。

(平30議案1・令5議案20・一部変更)

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(平30議案1・一部変更)

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員で選任された理事の任期は、退任した理事又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(平30議案1・一部変更)

(役員の解任)

第31条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(平30議案1・一部変更)

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会に

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(平30議案1・一部変更)

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等（一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の非業務執行理事等をいう。）の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(平30議案1・一部変更)

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会が決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(平30議案1・令5議案20・一部変更)

(開催)

第37条 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(平30議案1・追加)

(招集)

第38条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

(平30議案1・旧第37条繰下・一部改正)

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(平30議案1・旧第38条繰下)

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることで
きる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(平30議案1・旧第39条繰下)

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案
について、議決に加わることできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表
示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監
事が異議を述べたときは、この限りでない。

(平30議案1・旧第40条繰下)

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場
合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197
条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(平30議案1・旧第41条繰下)

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(平25議案5・一部変更、平30議案1・旧第42条繰下、令3議案4・一部変更)

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定
める理事会規則による。

(平30議案1・旧第43条繰下)

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることできる評議員の3分の2以上
に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(平30議案1・旧第44条繰下・一部改正)

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることできる評議員の3分の2以上
に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部
の譲渡をすることができる。

(平30議案1・旧第45条繰下)

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功
の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(平30議案1・旧第46条繰下)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、前橋市に贈与するものとする。

（平30議案1・追加）

（残余財産の帰属等）

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、前橋市に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

（平30議案1・旧第47条繰下）

第9章 委員会

（委員会）

第50条 この法人の事業を推進するために必要であるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（平30議案1・追加）

第10章 事務局

（設置等）

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（平30議案1・旧第48条繰下・一部変更）

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、上毛新聞に掲載する方法により行う。

（平30議案1・旧第3条繰下）

第12章 雑則

（委任）

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（平30議案1・旧第49条繰下・一部変更）

附 則

1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 板井 稔、宮下雅夫、牛込益次

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 関口和敏、高橋 健、眞塩浩一

設立時代表理事 関口和敏

設立時監事 福田清和

- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 設立者の住所及び名称は、次のとおりである。
住 所 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
名 称 前橋市
- 6 この法人は、前橋市施設管理公社の事業及び権利義務を平成23年4月1日に承継する。
附 則（平成24年2月6日議案第1号）
この定款は、平成24年2月6日から施行する。
附 則（平成25年3月29日議案第5号）
この定款は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成28年1月6日議案第1号）
1 この定款は、平成28年4月1日から施行する。
2 この法人は、一般財団法人前橋振興公社の事業及び権利義務を平成28年4月1日に承継する。
附 則（平成30年2月1日議案第1号）
この定款は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和3年10月21日議案第4号）
この定款は、令和3年10月21日から施行する。
附 則（令和5年2月27日議案第20号）
この定款は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和7年6月20日議案第2号）
この定款は、令和7年6月20日から施行する。